

海幕経第471号
令和5年7月27日
一部変更 海幕経第88号
令和6年2月8日
一部変更 海幕経第169号
令和7年3月24日

各 地 方 総 監
東 京 業 務 隊 司 令
第 1 術 科 学 校 長 殿
補 給 本 部 長
艦船、航空補給処長

海上幕僚監部総務部長
(公印省略)

経費率算定要領について（通知）

標記について、海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）第69条の規定に基づき、別冊のとおり定めたので、通知する。

なお、経費率算定要領について（通知）（海幕経第5415号。16. 10. 8）は、廃止する。

添付書類：別 冊

写送付先：第4術科学学校長

各基地隊司令

各防備隊司令

父島基地分遣隊長

稚内基地分遣隊長

第24航空隊司令

各航空基地隊司令（硫黄島航空基地隊司令を除く。）

各基地分遣隊長

松前警備所長

海幕経第471号
(令和5年7月27日)別冊
一部変更 海幕経第88号
(令和6年2月8日)別冊
一部変更 海幕経第169号
(令和7年3月24日)別冊

経 費 率 算 定 要 領

海 上 幕 僚 監 部 総 務 部

経 費 率 算 定 要 領

目 次

第 1	総 則	1
1	趣 旨	1
2	定 義	1
3	対象事業の選定	2
4	算定等の調査要領	2
5	算定等の時期	3
6	算定等に係る留意事項	3
第 2	経費率の算定	4
1	個別経費率の適用期間	4
2	指定個別経費率の適用	4
3	賃率等	5
(1)	賃率等の計算	5
(2)	賃率等の変動要素	5
(3)	期間工数計算の特例	5
4	製造間接費率等	6
(1)	製造間接費率等の計算	6
(2)	製造間接費率の変動要素	7
5	加工費率の計算	8
6	一般管理及び販売費率	8
(1)	一般管理及び販売費率の計算	8
(2)	一般管理及び販売費率の変動要素	9
(3)	期間売上原価、期間製造原価及び期間加工費の計算	9
7	利子率	9
(1)	利子率の計算	9
(2)	経営資本の計算	9
(3)	個別企業のセグメント情報等による計算	10
(4)	期間総原価の計算	10
(5)	標準金利の計算	10
8	利益率の計算	10
9	再算定等	11

第3 雜 則	-----	11
1 端数計算	-----	11
2 委任規定	-----	12
別紙様式第1 経费率算定調査支援依頼書	-----	13
別紙様式第2 経费率算定調査支援回答書	-----	14
別紙様式第3 経费率算定調書	-----	15
別紙様式第4 計算項目等基準表	-----	16

第1 総 則

1 趣 旨

この経費率算定要領（以下「要領」という。）は、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令（昭和37年防衛庁訓令第35号。以下「算定基準訓令」という。）に基づく予定価格の算定に当たって必要となる賃率、製造間接費率、一般管理及び販売費率、利子率及び利益率（以下「経費率」という。）の算定要領について、その細部事項を定めるものである。

2 定 義

この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、算定基準訓令に定めるもののほか、当該各号に定めるところによる。

- (1) 標準個別経費率 予定価格の算定に当たり、必要と認められる事業について、一定の期間、標準として適用する経費率をいう。
- (2) 実際個別経費率 原価監査付契約の確定に当たり、必要と認められる事業について、一定の期間、実際として適用する経費率をいう。
- (3) 指定個別経費率 調達物品等又は契約の特性により、標準個別経費率では予定価格を算定することが適当でないと認める場合において、当該契約の予定価格算定に限り使用するための当該契約条件等を考慮して算定した経費率をいう。
- (4) 企業会計原則等 企業会計原則（昭和57年大蔵省理財局企業会計審議会最終改正）、原価計算基準（昭和37年大蔵省理財局企業会計審議会中間報告）、資産再評価法（昭和25年法律第110号）、所得税法（昭和40年法律第33号）、法人税法（昭和40年法律第34号）その他企業会計について必要な事項を定めた関係法令等をいう。
- (5) 公共機関等 国の行政機関、地方公共団体、法律に基づき設置される公庫、公団等の政府関係機関及びこれに準ずる機関をいう。
- (6) 統計資料等 公共機関等の告示及び公共機関等の発行する各種統計資料であって、次の各号に掲げる条件を満たすものをいう。
 - ア 毎年継続的に発行されていること。
 - イ 一般に公開され、容易に入手できるものであること。
- (7) 算定基準等 算定基準訓令、契約の相手方が提出する資料の信頼性確保のための施策について（通達）（防経装第4627号。25. 3. 29）、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用について（通達）（防経装第8927号。25. 6. 26）及び調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令の解釈及び運用のための細部事項について（通知）（装管原第83号。27. 10. 1）をいう。
- (8) 事業基準 算定基準訓令第4条第3項に規定する事業基準をいう。

- (9) 算定等 経費率の算定又は設定をいう。
- (10) 海幕経理課長 海上幕僚監部総務部経理課長をいう。
- (11) 補本経理部長 海上自衛隊補給本部経理部長をいう。
- (12) 契約担当官等 海上自衛隊契約規則（平成27年海上自衛隊達第4号）第3条に定める契約担当官等をいう。

3 対象事業の選定

- (1) 契約担当官等は、契約相手方として選定しようとする者のうち当該年度において算定等を行う必要のある事業について、海幕経理課長に、指定された期限までに通知するものとする。
- (2) 海幕経理課長は、前号の通知に基づき算定等実施計画を定め、契約担当官等に通知するものとする。

4 算定等の調査要領

- (1) 補本経理部長は、前項の算定等実施計画に基づき、対象となる事業の事業者に対して算定等に必要となる次の資料を所定の期日までに提出するよう文書をもって依頼するものとする。

ア 事業基準

イ 直近の有価証券報告書（金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第24条第1項に規定する有価証券報告書をいう。）。ただし、有価証券報告書の作成を要しない事業にあつては、直近の事業報告、計算書類（貸借対照表、損益計算書、製造原価明細書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及び付属明細書

ウ 直近の原価明細書（原価要素を費目別、部門別及び調達物品の特性により必要があると認められる場合は製品別に集計したものをいう。）

エ 予定賃率等及び予定製造間接費率等又は予定加工費率（事業が実際原価を計算する場合に使用する予定配賦率であり、経営計画における部門費の予算資料等とする。）の算定資料及び前年度の予定賃率等及び予定製造間接費率等又は予定加工費率の算定資料に対応する実際計上額及び期間工数等の集計資料

オ その他、経費率算定に当たり、前各号の提出書類の関係性及び整合性の確認に必要となる会計帳簿等及び事業の活動実態を把握するために必要となる資料

- (2) 前号で提出を求める資料は、当該事業の実態を示す会計記録等に基づいたものとし、当該事業の慣用の様式による。ただし、補本経理部長が必要と認めるときは、その様式を指定することができる。
- (3) 第1号のうち過去の資料がないものについては、第1号に準ずる様式をもって資料の提出を求めるものとする。当該資料は株式会社にあつては、

取締役会の議決等（会社法（平成17年法律第86号）第348条第2項又は第369条第1項の規定により行うものをいう。）、その他の事業者にあつては取締役会に準ずると認められる機関の承認を得た事業予算書に基づいて作成されたものとする。

- (4) 補本経理部長は、算定基準等及び前3号の規定により提出された資料に基づき、算定等を行うものとする。ただし、当該資料の内容を審査し、必要があると認める場合は当該事業者の事業所において実地に調査を行うものとする。この場合、次によることができる。

ア 公共機関等において、既に調査した資料があり、当該資料が適当であると認められるときは、当該資料をもって調査に代えることができる。

イ 前アの機関に対し調査の一部を委託することが適当であると認められる場合は、その方法によることができる。

ウ 当該事業者の事業所近傍に所在する、又は、調査への参加を希望する経理部長又は管理部長に、調査の支援を依頼することができる。この場合の手続は、次による。

(ア) 別紙様式第1により他の経理部長又は管理部長（以下「経理部長等」という。）に依頼するものとする。ただし、遅くとも実地調査開始日の1か月前に行うものとする。

(イ) 依頼を受けた経理部長等は、別紙様式第2により支援させる隊員の所属、階級及び氏名を補本経理部長に通知するものとする。

5 算定等の時期

算定等の時期は、事業の事業期間に応じて定めるが、あらかじめ算定月を設定し、当該事業の決算終了後から実施するものとし、指定個別経費率の算定については、必要の都度随時これを行う。

6 算定等に係る留意事項

(1) 算定等は、事業基準を基礎として調達物品等の製造等の実態に即したものである。

(2) 事業基準が企業会計原則等に準拠していない場合又は事業において事業基準を定めていないときは、企業会計原則等を援用するものとする。

(3) 算定等を行った場合には、次の書類を作成する。ただし、計算項目等基準表の内容に変更がない場合は、当該基準表の作成を省略できる。

ア 経費率算定調書

イ 計算項目等基準表（算定等の対象となった事業ごとに、計算価格を構成する項目及び計算項目に属する計算要素と、事業基準との関係を表すもの）

なお、経費率算定調書は別紙様式第3、計算項目等基準表は別紙様式第4に定めるとおりとする。

- (4) 第1号において、事業基準を基礎とするに当たっては、前号で作成する計算項目等基準表に留意するとともに、当該事業の実情、調達物品等の生産期間中における変動の見込み等を考慮し、当該年度の調達物品等に対する合理的な配賦の計算が困難と認められる場合は、必要な調整を加えて算定することができるものとする。
- (5) 前号の算定において、製造直接費若しくは製造間接費又は販売間接費若しくは販売直接費のいずれに計上するか検討の余地がある費用については、その性質及び事業基準を勘案した上で、できる限り製造直接費又は販売直接費に計上するものとする。
- (6) 必要がある場合には、経費率の算定に当たり、あらかじめ次にに関する基準を設定するものとする。
 - ア 算定基準訓令第27条に規定する各計算要素に属する各企業の原価費目に関すること及び同条第2項の規定に基づき、間接労務費に属する費用へ計上すべき諸手当の具体的な費用名称等に関すること。
 - イ 算定基準訓令第29条から同第32条までに規定する各計算要素に属する各企業の原価費目に関すること。
 - ウ 算定基準訓令第34条第1項前段の規定に基づき、算定基準訓令第3章に定める計算項目及び計算要素並びにその計算方法（以下「項目等」という。）について、当該事業基準の定めを基準とする場合の具体的な項目等に関すること。
- (7) 指定個別経費率又は実際個別経費率の算定に当たり、当該期間に適用する標準個別経費率の設定がある場合は、当該経費率との関連を明らかにして算定しなければならない。

第2 経費率の算定

1 個別経費率の適用期間

標準個別経費率及び実際個別経費率の適用期間は、原則として財政法（昭和22年法律第34号）第11条に規定する国の会計年度とし、指定個別経費率の適用期間は、原則として契約しようとする調達物品の予定生産（又は販売）期間とする。

2 指定個別経費率の適用

指定個別経費率の算定に当たっては、契約条件の特性を原則として次の各号について考慮するものとする。

- (1) 契約履行期間
- (2) 専用治工具等の初度費

- (3) 売上に先行する資金需要及び回収期間
 - (4) 当該契約が売上高全体に占める割合
 - (5) 標準個別経費率及び実際個別経費率に与える影響
- 3 賃率等

(1) 賃率等の計算

算定基準訓令第44条に規定する賃率等の計算は、次により行うものとする。

なお、各計算要素は、算定基準訓令第27条及び第29条から第31条までの規定に準拠するとともに、第1第6項第3号に基づき作成された計算項目等基準表に留意するものとする。

ア 事業基準が原価計算基準に準拠するかを調査するとともに、調達物品等の製造等に関連する費用を各契約に当該事業の実情に応じて合理的に配賦するための検討を加えた上で、算定基準訓令第44条の各号に掲げる計算式を決定するものとする。

イ 予定賃率等を適用している事業においては、本号アの検討を加えた上で、当該予定賃率等から算定基準訓令第36条に定める非原価項目の控除を行い計算するものとする。ただし、過去1年間の予定賃率等と当該予定賃率等に対応する実績が管理されていないと認められるときは当該予定賃率等に適当な修正を加える。

ウ 本号イによることが適当でないと認められる場合は、事業の実際計上額から次の(ア)及び(イ)について修正計算を行い、第1項に規定する適用期間における次号に規定する変動要素を考慮し、実績賃率を計算することができる。

(ア) 算定基準訓令第36条に定める非原価項目の控除

(イ) 月割計算費用の配賦額の修正

(2) 賃率等の変動要素

算定基準訓令第44条に規定する変動の考慮は、次に掲げる項目等について行うことを原則とする。

ア 賃金及び諸手当の水準の変動

イ 賃金支払制度の変動

ウ 臨時工（又は社外工）等の低賃率者の使用又は緊急作業等の高賃率者の使用

(3) 期間工数計算の特例

ア 算定基準訓令第44条に規定する期間工数が資料等から得られない場合は、在籍人員数を基礎とし、次の式により計算するものとする。

$$\text{期間工数} = 1 \text{ 日あたり期間平均定就業時間} \times 1 \text{ 人あたり期間要出勤日数} \times \text{期間平均出勤率} \times (1 + \text{期間平均残業率}) \times \text{期間平均稼働率} \times \text{期間平均在籍直接工人員} + \text{期間間接工直接作業時間}$$

又は、

$$\text{期間工数} = 1 \text{ 日あたり期間平均定就業時間} \times 1 \text{ 人あたり期間要出勤日数} \times \text{期間平均出勤率} \times (1 + \text{期間平均残業率}) \times \text{期間平均在籍直接工人員}$$

上記の式におけるそれぞれの数値は、次の式により算出するものとする。

$$1 \text{ 日あたり期間平均定就業時間} = \frac{\text{期間月別定就業時間}}{\text{期 間 日 数}}$$

$$\text{期間平均出勤率} = \frac{\text{期間直接工所定内実出勤時間}}{\text{期 間 直 接 工 要 出 勤 時 間}}$$

$$\text{期間平均残業率} = \frac{\text{期 間 直 接 工 残 業 時 間}}{\text{期間直接工所定内実出勤時間}}$$

$$\text{期間平均稼働率} = \frac{\text{期間直接工直接作業時間}}{\text{期間直接工実出勤時間}}$$

$$\text{期間平均在籍直接工人員} = \frac{\text{期間月別直接工人員}}{\text{期 間 月 数}}$$

イ 本号アの数値又は計算式が適当でないときは、統計資料等を参考とし、業種又は作業内容を考慮して修正することができる。

4 製造間接費率等

(1) 製造間接費率等の計算

算定基準訓令第57条に規定する製造間接費率等の計算は、次により行う。

なお、各計算要素は、算定基準訓令第29条から同第31条までの規定に準拠するとともに、第1第6項第3号に基づき作成された計算項目等基準表に留意するものとする。

ア 事業基準が原価計算基準に準拠するかを調査するとともに、調達物品等の製造等に関連する費用を各契約に当該事業の実情に応じて合理的に配賦するための検討を加えた上で、算定基準訓令第57条第1項の各号に掲げる計算式を決定する。

イ 予定製造間接費率等を適用している事業においては、本号アの検討を加えた上で、当該予定製造間接費率等から算定基準訓令第36条に定める非原価項目の控除、算定基準訓令第25条第1項に規定する計算項目中、経費率で計算される計算項目以外の計算項目に計上される額の控除を行い計算するものとする。ただし、過去1年間の予定賃率等と当該予定賃率等に対応する実績が管理されていないと認められるときは当該予定賃率等に適当な修正を加える。

ウ 本号イによることが適当でない場合は、次の順序で計算する。

(ア) 事業の実際計上額から次の事項について修正計算を行い、実績製造間接費率等を計算することができる。

- a 算定基準訓令第25条に規定する計算項目中、経費率で計算される計算項目以外の計算項目に負担される額の控除
- b 算定基準訓令第36条に定める非原価項目の控除
- c 月割計算費用の配賦額の修正

(イ) 実績製造間接費率等を基礎として第1項に規定する適用期間について次号に規定する変動要素を考慮して計算することができる。

(2) 製造間接費率の変動要素

ア 算定基準訓令第57条第1項に規定する変動の考慮は、次に掲げる項目等について行うことを原則とする。

(ア) 前項第1号に掲げる事項

(イ) 製造間接費に属する計算要素の季節的変動

(ロ) 物価水準の変動

(エ) 製造間接費に属する要素の支払条件の変更

(オ) 設備投資に伴う変動

(カ) 操業度の変動

操業度は、工数、機械工数、生産数量、作業量、作業係数換算作業量等の単位をもって測定するものとする。

イ 本号ア(カ)に規定する操業度が実績製造間接費率等の計算の基礎となった操業度に比較し増減するときは、製造間接費に属する要素を変動

費と固定費とに分類し、本号ア(ア)から(カ)までの変動と合わせて必要な修正を加えるものとする。

5 加工費率の計算

前項各号の規定は、算定基準訓令第67条に規定する加工費率の計算について準用する。

この場合において「製造間接費」とあるのは「加工費」、「製造間接費率等」とあるのは「加工費率」と読み替えるものとする。

6 一般管理及び販売費率

(1) 一般管理及び販売費率の計算

算定基準訓令第59条に規定する一般管理及び販売費率の計算は、調達物品等の予定価格の算定基準に関する訓令第70条に基づく防衛大臣の承認に係る申請に当たっての留意事項について（装管原第5834号。令和5年3月31日）第4項の規定に基づき、原則として、過去3か年度の平均の一般管理及び販売費の額を、当該年度の事業の実情等を考慮した年度の期間売上原価で除するものとし、次により行うものとする。

なお、各計算要素は、算定基準訓令第32条の規定に準拠するとともに、第1第6項第3号に基づき作成する計算項目等基準表に留意するものとする。

ア 事業基準が原価計算基準に準拠するかを調査するとともに、調達物品等の製造及び販売に関連する費用を各契約に当該事業の実情に応じて合理的に配賦するための検討を加えた上で、算定基準訓令第60条に掲げる計算式を決定する。

イ 事業の実際計上額から次の項目について控除又は修正を行い計算する。ただし、適用する期間について、算定基準訓令第60条の変動が見込まれる場合は、次号の変動要素を考慮して計算することができる。

(ア) 算定基準訓令第25条第1項に規定する計算項目中、経費率で計算される計算項目以外の計算項目に負担される額の控除

(イ) 算定基準訓令第36条に定める非原価項目の控除

(ウ) 算定基準訓令第34条第1項ただし書きに基づく、一般管理及び販売費に属する費用が営業外損益に含まれている場合の補正

ウ 過去3か年度の平均の一般管理及び販売費の額を計算の基礎とする際に、組織変更等により過去の一般管理及び販売費の額を当年度の計算とすることが適当と認められない場合は、当該一般管理及び販売費の額を、組織変更等を考慮して修正した額をもって、当年度の計算の基礎とすることができる。

エ 予算統制を実施している事業において過去1年間予算と当該予算に対応する実績とが管理されていると認められる場合は、当該予算から本号イ(ア)から(ウ)の修正を行い計算することができる。

オ 算定基準訓令第32条に規定する種類及び金額において正当な広告宣伝費の額は、企業が支出した広告宣伝費のうち、当該期間売上原価に対し0.1%以下の額とするものとする。

(2) 一般管理及び販売費率の変動要素

第4項第2号の規定は、算定基準訓令第60条に規定する変動の考慮について準用するものとする。この場合において、「製造間接費」とあるのは「一般管理及び販売費」と、「操業度」とあるのは「期間売上原価」又は「期間製造原価」若しくは「期間加工費」と読み替えるものとする。

(3) 期間売上原価、期間製造原価及び期間加工費の計算

算定基準訓令第60条に規定する期間売上原価、期間製造原価及び期間加工費は、原則として、過去1年間の実績額により計算するものとする。ただし、適用する期間について算定基準訓令第60条の変動の見込みができる場合は変動の見込みを加えて計算することができる。

7 利子率

(1) 利子率の計算

算定基準訓令第63条第1項に規定する利子率の計算は、原則として、過去1年間の実績により計算するものとする。ただし、適用しようとする期間について変動が見込まれる場合は、変動の見込みを加えて計算することができる。

(2) 経営資本の計算

算定基準訓令第63条第1項の計算式中の経営資本は、個別財務諸表に基づき、次の計算式のいずれかにより計算するものとする。

$$\text{経営資本} = \frac{\text{期首経営資本} + 1 \text{ / 四半期末経営資本} + 2 \text{ / 四半期末経営資本} + 3 \text{ / 四半期末経営資本} + 4 \text{ / 四半期末経営資本}}{5}$$

$$\text{経営資本} = \frac{\text{期首経営資本} + 2 \text{ / 四半期末経営資本} + \text{期末経営資本}}{3}$$

$$\text{経営資本} = \frac{\text{期首経営資本} + \text{期末経営資本}}{2}$$

(3) 個別企業のセグメント情報等による計算

ア 前号に規定する個別財務諸表によるよりも、個別企業のセグメント情報等（以下「個別セグメント」という。）を適用することで、防衛事業の特性をより反映できると判断する場合には、個別財務諸表との関係を明らかにした上で、これによることができる。

イ 前号に規定する経営資本の計算において、個別セグメントを適用する場合は、次の計算式により計算し、これにより得られた値を経営資本とみなして計算するものとする。

$$\text{経営資本} = \frac{\begin{array}{l} \text{個別セグメントにおける各セグメント等への未} \\ \text{配分額のうち経営目的に直接関連する資産の額} \\ \times \text{選択したセグメント等の経営資本額} \end{array}}{\begin{array}{l} \text{各セグメント等の経営資本額の合計} + \text{選択した} \\ \text{セグメント等の経営資本額} \end{array}}$$

(4) 期間総原価の計算

算定基準訓令第63条第1項の計算式中の期間総原価は、原則として、過去1年間の実績額により計算するものとする。ただし、適用しようとする期間について変動が見込まれる場合は、変動の見込みを加えて計算することができる。

(5) 標準金利の計算

算定基準訓令第63条第3項に規定する標準金利は、統計資料等における次に掲げる数値等を考慮するものとする。

ア 国内銀行貸出約定平均金利

イ 公社債応募者利回り

ウ 国債平均利回り

エ 企業の無利子負債、各有利子負債及び自己資本の構成率

8 利益率の計算

算定基準訓令第65条に規定する利益率の計算は、景気変動を平準化できる程度の期間における事業の属する業種の実績を考慮するとともに、当該事業の品質管理・原価管理・納期管理に係る活動等を評価して定めるものとする。

9 再算定等

- (1) 契約担当官等は、次のいずれかに該当する場合、当該経費率の適用を保留し、補本経理部長に通知するものとする。
 - ア 経費率算定調書に記載する経費率を適用しようとする時期における事業の実情と著しく相違し、当該経費率を適用することが適当でないと認める場合
 - イ 当該事業の事業者から、経費率の再調査の申出があり、その必要を認めた場合
- (2) 補本経理部長は、前号の通知を受けた場合は当該通知の内容を審査し、再算定等の必要があると認める場合は、第1第4項から前項までの規定を準用して経費率の再算定等を行うものとする。また、再算定等の必要がないと認める場合は、通知をした契約担当官等又は事業者理由を付してその旨を通知するものとする。
- (3) 再算定を行う場合、補本経理部長は当該経費率の適用保留について、契約担当官等及び海幕経理課長に通知しなければならない。

第3 雑 則

1 端数計算

端数計算は、原則として次の各号による。

- (1) 中間計算の端数処理は、四捨五入とする。
- (2) 中間計算における率の端数処理は、0.01%未満の端数を切り捨てる。
- (3) 操業度等の計算は、次による。
 - ア 操業度に金額を採用している場合
 - (ア) 100万円未満の場合 上位より実数3位未満は、これを切り上げる。
 - (イ) 1,000万円未満の場合 上位より実数4位未満は、これを切り上げる。
 - (ウ) 1,000万円以上の場合 上位より実数5位未満は、これを切り上げる。
 - イ 操業度に金額以外を採用している場合
上位より実数4位未満は、これを切り上げる。ただし、操業度が10,000未満の場合は、実数の1の位を切り上げるものとする。
- (4) 最終計算の端数処理は、次による。
 - ア 標準金利、一般管理及び販売費率、利子率及び利益率については、0.1%未満を切り捨てる。
 - イ 賃率、製造間接費率及び加工費率は5円をもって単位とし、5円未満の端数を切り捨てる。

ウ 工場管理費率等、金額以外を単位とする場合は0.1%未満の端数を切り捨てる。

2 委任規定

補本経理部長は、この要領に定めるほか、算定等に関し必要な事項を定めることができる。

別紙様式第 1

発簡番号

発簡年月日

(経理部長等)

殿

補給本部経理部長

経費率算定調査支援依頼書

下記のとおり経費率算定に係る調査を行うので、支援を依頼する。

記

1 対象会社（事業所）

2 実地調査を行う期間

年 月 日 ～ 年 月 日

3 その他

細部については、当担当者から貴担当者に調整させる。

別紙様式第2

発簡番号

発簡年月日

補給本部経理部長 殿

(経理部長等)

経费率算定調査支援回答書

表記について、了承する。

なお、期間中下記の隊員に支援させる。

記

※1

1	〇〇地方総監部経理部原価計算課	1等海曹	〇〇	〇〇
2	同	2等海曹	〇〇	〇〇

関連文書：※2

※1 支援する隊員の所属、階級、氏名を記載する。

※2 該当する経费率算定調査支援依頼書の発簡番号、年月日を記載する。

経費率算定調書

調書番号									
決裁月日									
作成月日									
経費率区分			業種区分						
会社名 事業・工場									
調達物品名									
適用区分									
適用期間									
経費率の内訳 (1) 一般管理及び販売費率、利子率、利益率									
項 目			適 用 値		備 考				
一般管理及び販売費率					総利益率				
利子率									
利益率									
経費率の内訳 (2) 加工費率									
No 部 門			適 用 値	単 位	備 考				
					【保有工数】		【社内加工費率】		
					H	()	円/H		
直接経費の取扱い範囲									
設計費・検査費等の取扱い			設計						
			検査						
経費率適用上の留意事項									

海上自衛隊〇〇〇〇

記入後「注意」
別紙様式第4

計 算 項 目 等 基 準 表

決裁月日	年 月 日						
経費率区分							
会 社 名 事業・工場							
訓令上の計算項目		訓令上の計算要素		事業基準		備考	
製 造 直 接 費	1 直接材料費	(1) 素材費又は原料費 (2) 部品費					
	2 直接労務費	(1) 賃金 (2) 諸手当					
	3 直接経費	(1) 設計費 (2) 検査費 (3) 専用治工具費 (4) 機械及び装置費 (5) 据付調整費及び仮設費 (6) 試験研究費 (7) 開発費 (8) 技術提携費 (9) 特別諸掛					

訓令上の計算項目		訓令上の計算要素	事業基準	備考
製造間接費	1 間接材料費	(1) 消耗工具器具備品費 (2) 補助部門材料費 (3) 工場消耗品費 (4) 事務用消耗品		
	2 間接労務費	(1) 間接賃金 (2) 給料 (3) 間接諸手当 (4) 退職給付費用 (5) 法定福利費		
	3 間接経費	(1) 労務副費 (2) 減価償却費 (3) 不動産賃借料 (4) 動産賃借料 (5) 保険料 (6) 租税公課 (7) 修繕料 (8) 電力料 (9) ガス料 (10) 水道料 (11) 運賃 (12) 保管料 (13) 旅費交通費 (14) 通信費 (15) 会議費 (16) 棚卸減耗費 (17) 外注加工費 (18) 雑費		

訓令上の計算項目	訓令上の計算要素	事業基準	備考
一般管理及び販売費	(1) 役員給与手当 (2) 従業員給与手当 (3) 福利厚生費 (4) 退職給付費用 (5) 事務用消耗品費 (6) 減価償却費 (7) 不動産賃借料 (8) 動産賃借料 (9) 保険料 (10) 租税公課 (11) 修繕料 (12) 水道光熱費 (13) 運賃 (14) 保管料 (15) 旅費交通費 (16) 通信費 (17) 会議費 (18) 広告宣伝費 (19) 販売手数料 (20) 研究開発費 (21) 雑費		
販売直接費			
梱包費			
輸送費			